

第2章 ごみ処理の基本理念と基本方針

第1節 ごみ処理の基本理念

1. 循環型社会形成に向けた基本原則

平成13年4月に施行された資源有効利用促進法では、循環型社会を形成していくために、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組みを総合的に推進していくことを定めています。

まず“もの※”の発生を抑制すること(リデュース)によって廃棄物等になる量を削減し、その上で“もの”が循環資源となった場合、環境負荷の少ない再使用(リユース)を目指します。再使用が不可能な循環資源については、再資源化(リサイクル)によって資材または原材料としての利用(マテリアル・リサイクル)を目指し、熱回収が可能なものについては熱を得ることによる有効利用(サーマル・リサイクル)を目指します。

また、平成13年1月に施行された循環型社会形成推進基本法では、環境負荷をできる限り低減するという観点から、以下の優先順位が定められています。

①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース)、③再生利用(マテリアル・リサイクル)、④熱回収(サーマル・リサイクル)、⑤適正処分(①から④までで有効利用が不可能な“もの”については、埋め立て等、適正処分を目指すことです。)

※ここでの“もの”とは“使用済物品”のことを意味します。

2. 基本理念

本市においても、この基本原則に基づき、減量化、資源化を推進することにより、環境負荷を軽減した、持続可能な循環型社会の形成を目指すことが重要です。

そこで、本計画では、これを基本理念として掲げ、実現に向けた各種取り組みを実施していくものとします。

基本理念：地球環境にやさしい、持続可能な循環型社会の形成

第2節 ごみ処理の基本方針

1. ごみ処理の基本方針

基本理念を達成するために、本計画の基本方針を以下のように定めます。

行政、市民、事業者が協働して着実に4Rの実践を進めるとともに、市民一人一人の環境に対する意識を高め、持続可能な循環型社会を形成する。

2. 基本方針の実現に向けて

基本方針の実現に向け、行政、市民、事業者がそれぞれの役割と責務に応じ、連携して行動します。

○ごみの発生及び排出抑制、リフューズ（不要なものをもらわない）リデュース（ごみを減らす）を促す仕組みづくりの推進

ごみを作らない、ごみを出さないことを最優先して実践します。また、ごみの発生抑制に向けて、生活スタイルの見直し等を進めます。

○ 循環資源のリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）

発生した“もの”は循環資源として捉え、これらのリユース、リサイクルを通して、資源の新たな使用を抑制し、資源の保全に努めます。

○ 適正処理の確保

処理が必要な“もの”については、焼却等の中間処理や、埋め立て等の最終処分を環境に配慮しつつ、安全かつ適正に行います。

○ 環境学習・啓発活動の推進

市民のごみ減量への意識を向上させ、ライフスタイルの変化を促すため、環境学習の機会を整備するとともに、効果的な啓発活動を推進します。

○ 環境負荷を低減するごみ処理システムの構築

環境負荷の低減等、地球環境保全の視点から、安心・安全なごみ処理に努めます。